

研究機関で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

琉球大学においては、以下の方針により特別研究員 PD 等を職員として雇用することにより若手研究者の確保及び育成に努めていきます。

1 研究環境の整備について

- (1) 本学に雇用された特別研究員 PD 等（以下「PD 等」という。）に対し、本学に所属する多様な研究者との交流の機会を創出し、異分野の研究者との交流を通した気づきや発想の場を提供します。
- (2) PD 等を本学で雇用することにより、任期中の雇用の安定を図り、福利厚生等の待遇を確保し、自身の身分等に不安を感じることなく研究に専念できる環境を提供します。
- (3) PD 等が希望した場合、空き状況によっては職員宿舎への入居を可能とし、居住環境の安定を図ります。
- (4) PD 等は、本学職員として附属図書館の利用が可能であり、さまざまな電子ジャーナルにアクセスすることにより国内外の多くの研究情報に触ることができます。
- (5) PD 等は、本学職員として本学の情報基盤統括センターが提供するユーザ ID を取得することができ、メールの利用や学内無線 LAN を使用することができます。
- (6) PD 等は、本学職員として本学の様々な共用機器を使用することが可能であり、これにより研究活動の効果的な推進が可能となります。
- (7) PD 等が研究補助関連で活用できる予算を可能な範囲で準備することを予定しています。

2 教育指導能力の育成機会の提供について

- (1) PD 等が受講することが可能な FD があります。それにより大学における教育指導能力の育成機会を提供します。
- (2) PD 等が希望し部局等の同意が得られれば、受入研究者が担当する授業等に補助として参加する機会を提供します。

3 その他

- (1) PD 等は、公益財団法人琉球大学後援財団が募集する助成に応募することができます。
- (2) 琉球大学では学内にジェンダー協働推進室を設置し、女性研究者支援のための各種制度を提供しています。
- (3) 今後、PD 等の研究環境や雇用状況を注視しながら、育成方針や研究環境を絶えず改善することを予定しています。